

## 第2章 鉄道交通の安全

### 第1節 鉄道事故の状況と交通安全対策の今後の方向

鉄道の運転事故は、長期的には減少傾向にあるが、近年は下げ止まりの傾向にある。列車が高速・高密度で運行されている現在の鉄道においては、一たび列車の衝突や脱線等が発生すると、多数の死傷者を生じるおそれがある。また、ホーム上で又はホームから転落して列車に接触するなどしたことによる人身障害事故が増加していることから、このような事故を防止する必要性が高まっている。

こうした状況を踏まえ、府民の理解と協力の下、第2節に掲げる諸施策を総合的かつ強力に推進することにより、乗客の死者数ゼロの継続及び運転事故全体の死者数減少を目指すものとする。

### 第2節 講じようとする施策

#### 1 鉄道交通環境の整備

鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道施設、運転保安設備等について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性を確保する必要がある。このため、運転保安設備の整備等の安全対策の推進を図る。

##### (1) 鉄道施設等の安全性の向上

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施する。また、多発する自然災害へ対応するために、軌道や路盤等の集中豪雨等への対策の強化、駅部等の耐震性の強化等を推進する。

老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、より安全性に優れたものへと計画的に更新を進めるとともに、鉄道事業者が定めた保全整備計画に基づき、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。また、安全総点検等の機会を利用した技術面での指導や、研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進していく。

さらに、駅施設等について、高齢者、障害者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、転落防止設備等の整備によるバリアフリー化を推進する。また、列車の速度が高く、かつ、1時間当たりの運行本数の多いホームについて、非常停止押しボタン又は転落検知マットの整備等の安全対策を引き続き推進する。

(近畿運輸局、京都府建設交通部、西日本旅客鉄道(株)、各鉄道事業者)

##### (2) 運転保安設備等の整備

速度制限機能付きATS<sup>1</sup>等を対象曲線部等へ概ね100%整備、運転士異常時列車停止装置・運転状況記録装置<sup>2</sup>等を対象車両へ概ね100%整備する。

(近畿運輸局、西日本旅客鉄道(株)、各鉄道事業者)

## 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

運転事故の約80%を占める踏切障害事故と人身障害事故の多くは、鉄道利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、安全設備の正しい利用方法の表示をわかりやすくすることで、利用者等へ安全に関する知識を的確に提供する。また、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、春・秋の全国交通安全運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

(近畿運輸局、京都府府民生活部、西日本旅客鉄道(株)、各鉄道事業者)

## 3 鉄道の安全な運行の確保

重大な列車事故を未然に防止するため、運転士の資質の保持、事故情報及びリスク情報の分析・活用、地震発生時の安全対策、気象情報等の充実を図る。また、鉄道事業者への保安監査等を実施し、適切な指導を行うとともに、万一大規模な事故等が発生した場合には、迅速かつ的確に対応する。

### (1) 運転士の資質の保持

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。また、資質が保持されるよう、運転管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。

(近畿運輸局)

### (2) リスク情報の分析・活用

重大な列車事故を未然に防止するため、リスク情報を関係者間において共有できるよう、リスク情報等の情報を収集・分析し、速やかに鉄道事業者へ周知する。また、運転状況記録装置等の活用や現場係員によるリスク情報の積極的な報告を推進するよう指導する。さらに、国への報告対象となっていないリスク情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。

(近畿運輸局)

---

1 Automatic Train Stop 自動的にブレーキを作動させ、列車の速度を低下させるよう列車の速度を制御又は列車を停止させる電気等の自動列車停止装置

2 運転中の映像を記録しておき、万が一、事故が発生した場合にその状況を映像で確認することができる映像記録装置

### **(3) 気象情報等の充実**

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、予報、警報等を適時・適切に発表して事故の防災・軽減に努める。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報等の突風に関する情報を適時・適切に発表する。

また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報の鉄道交通における利活用の推進を図る。

(近畿運輸局、京都地方気象台)

### **(4) 鉄道事業者に対する保安監査等の実施**

鉄道事業者に対し、定期的に又は事故の発生状況等に応じて保安監査等を実施し、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況、安全管理体制等についての適切な指導を行う。また、過去の指導のフォローアップを強化する等、保安監査の充実を図る。

また、鉄道事業者の安全担当部長等による鉄軌道保安推進連絡会議を開催し、事故及び事故防止対策に関する情報交換等を行う。併せて、鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。

(近畿運輸局、西日本旅客鉄道(株)、各鉄道事業者)

### **(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応**

国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

また、大都市圏、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

(近畿運輸局、西日本旅客鉄道(株)、各鉄道事業者)

## **4 鉄道車両の安全性の確保**

科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。また、事故発生時における乗客、乗務員の被害軽減のための方策や、鉄道車両の電子機器等の誤動作防止のための方策の検討を行い、その活用を図る。

(近畿運輸局、西日本旅客鉄道(株)、各鉄道事業者)

## **5 救助・救急活動の充実**

重大事故等の発生に際して、救助・救急活動を迅速かつ適切に実施するため、以下の項目を推進する。

#### **(1) 京都府救急医療情報システムの充実**

京都府救急医療情報システムにより、高度で広域的な救急医療機関情報を収集し、多数傷病者の医療機関収容の迅速・円滑化を図る。他府県の情報を要する場合は、広域災害救急医療情報システムを活用する。

(京都府健康福祉部)

#### **(2) 緊急災害医療チーム(DMAT)<sup>1</sup>の派遣**

大規模事故等の現場の最前線において、救出救助部門と合同で、速やかに救命活動ができる医師・看護師等で構成された、緊急災害医療チーム(DMAT)を京都府から派遣し、多数傷病者の救命及び治療を行うことで、府民の安全確保を図る。

また、緊急災害医療チーム(DMAT)の知識と技術の向上を図るため、継続的に研修を行う。

(京都府健康福祉部)

### **6 被害者支援の推進**

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けるなど、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法等の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

(京都府府民生活部)

---

1 Disaster Medical Assistance Team 医師、看護師等で構成され、大規模災害や事故などの現場に速やかに活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム